

「鎌水中学校地域協働本部」規約

第1章（総則）

第1条（名称）

当本部は、「鎌水中学校地域協働本部」と称する。

第2条（目的）

当本部は、八王子市立鎌水中学校が地域の実績を踏まえた特色ある学校となるように支援するとともに、当本部の活動を通じて地域と学校が一体となって子ども達の健やかな育成を図り、地域の核となる学校づくりを目的とする。

第3条（所在地）

当本部は、事務局を八王子市鎌水2-67 八王子市立鎌水中学校に置く。

第4条（機関）

当本部に次の機関を置く。

1. 学習支援部、環境美化整備部、家庭教育支援（不登校・特別支援教育等）部、キャリア教育支援部を置く。
2. その他、必要に応じて専門部を置く。専門部を新設・改廃する際は、学校運営協議会で承認を得る。

第5条（活動）

当本部は、PTA、学生、NPO、民間企業、等地域の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で子ども達の学びや成長を支える様々な活動に取り組むものとする。活動の推進にあたっては学校及び学校運営協議会との連携を保つものとする。

第6条（部員）

1. 当本部の部長は、学校コーディネーターとする。
2. 学校コーディネーター（部長）が各専門部の活動を推進する。
3. 各部の部員が各専門部の活動を担う。

第7条（事業年度）

当本部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第8条（会計）

年度当初の学校運営協議会の方針を受け、予算計画を作成する。年度終了後、速やかに決算報告書を作成し、会計監査を受け、学校運営協議会で承認を得る。

